

身体的拘束等の適正化及び虐待の防止

介護サービス事業所及び老人福祉法に定める老人福祉施設、有料老人ホーム（以下「介護サービス事業者等」という。）の運営基準において、身体的拘束等の適正化と虐待の防止について定められています。

以下に、運営基準の要点と、運営指導における主な指導事項について説明します。

1 身体的拘束等の適正化

身体的拘束等は、その実施自体が虐待に該当するものではありませんが、適切な手続きを行わず実施された場合は、身体的虐待に該当します。

厚生労働省の「介護施設、事業所で働く方々への身体拘束廃止・防止の手引き」等を参照し、廃止・防止に努めるとともに、緊急やむを得ない場合は必要最小限の範囲で適切に実施してください。

(1) 緊急やむを得ない場合の身体的拘束等の実施

運営基準において、「入居者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、入居者の行動を制限する行為（身体的拘束等）を行ってはならない。」とされています。

「緊急やむを得ない場合」については、介護職員が個人で判断するのではなく、あらかじめ事業所で定めた判断基準に基づいて、後述の「身体的拘束等の適正化のための委員会」等において、「切迫性」「非代替性」「一時性」の3要件を検討の上、総合的に判断する必要があります。

(2) 実施する場合の手続き

身体的拘束の実施に当たっては、入居者及び家族に説明し、同意を得る必要があります。

一定の期間を定めて実施するとともに、身体的拘束等の態様及び時間、入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録してください。

実施後も、定期的に観察及び記録をし、解除に向けて検討してください。

- ・組織で判断せず、職員が独断で身体的拘束等を実施した事例がありました。
- ・「長期的に状態が変わる見込みがない」という理由で、身体的拘束等の期間を定めずに実施している事例がありました。

(3) 「身体的拘束等の適正化のための委員会」の開催

委員会について、所定の回数実施する必要があります。

【所定の回数】

3月に1回以上	短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、【養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム】
---------	--

委員会は、あらかじめ構成メンバーの責任及び役割分担を明確にし、身体的拘束等の対応策を担当する者を決めておく必要があります。

・委員会は、事業所ごとに設置する必要がありますが、同一法人の複数の事業所で一体的に設置することも可能です。その場合は、構成メンバー及び検討内容が対象となる各事業所に即した内容となるよう留意してください。

・運営指導において、虐待防止委員会と一体的に開催しているが、検討内容において身体的拘束等に関する検討が行われていない事例が見受けられました。委員会を一体的に開催する場合は、それぞれに必要な検討内容を話し合うよう実施してください。

委員会は、3月に1回以上開催する必要があります。

・委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することも可能です。その場合は、あらかじめ利用者等の同意を得るとともに、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。

・運営指導において、虐待防止委員会と一体的に開催しているが、1年に1回しか開催されていない事例が見受けられました。委員会を一体的に開催する場合は、それぞれに必要な回数を満たすよう実施してください。

委員会を開催した場合は、日時、出席者、検討内容等について記録してください。

・運営指導において、委員会の記録がなかった、または「開催日や出席者の記載がない」「検討内容が項目のみ」といった記録が確認されています。委員会の開催内容が確認できるように記録をしてください。

委員会を開催した場合は、その検討内容について、事業所の従業者に周知徹底してください。

・運営指導において、委員会の検討結果を従業者に周知していない、または「会議で周知したが議事録に残していない」という事例が多く見受けられます。必ず周知を行い、そのことを記録してください。

(4) 「身体的拘束等の適正化のための指針」の整備

次のサービスの種類について、指針を整備する必要があります。

短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、【養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム】

指針には、次のような項目を盛り込む必要があります。

- イ 事業所における身体的拘束等の適正化に関する基本的考え方
- ロ 身体的拘束等適正化委員会その他事業所内の組織に関する事項
- ハ 身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針
- ニ 事業所内で発生した身体的拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針
- ホ 身体的拘束等発生時の対応に関する基本事項
- ヘ 利用者等に対する当該方針の閲覧に関する基本方針
- ト その他身体的拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針

(5) 「身体的拘束等の適正化のための研修」の実施

研修について、所定の回数実施する必要があります。

【所定の回数】

年 2 回	短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、【養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム】
定期的	【有料老人ホーム】おおむね年 1 回以上実施してください。

・運営指導において、研修を行っているが記録がない、またはオンラインで動画視聴等により実施したが記録がない等、内容が不明確な事例が見受けられます。実施した場合は、日時、出席者、実施内容等について確認できるよう記録してください。

・当日欠席した職員には、後日実施した上で、実施したことが確認できるよう記録してください。

・委員会と研修について続けて実施したが、記録上どちらを実施したのか不明確な

事例が見受けられます。それぞれに実施内容が異なるため、実施内容が確認できるように記録してください。

- ・研修については、虐待の防止に関する研修と一体的に実施したが、記録において一体的に実施したことが確認できない事例が見受けられます。両研修を一体的に実施する場合は、表題、項目等において、それぞれを実施したことが確認できるように記録してください。

上記(3)から(5)の措置については、身体的拘束等の実施の有無に関わらず実施する必要があります。

身体的拘束等を行っていないために、委員会の開催を行っていない事例等が散見されますが、身体的拘束等に至る可能性のある状況を事前に把握し、身体的拘束等を必要としないケア方法を検討・実施することで、発生そのものを未然に防ぐことが委員会の措置の目的です。

また、従業者への委員会の検討内容の周知徹底や、研修を実施することにより、身体的拘束に該当する行為、身体的拘束によらない支援の方法、緊急やむを得ず身体的拘束を実施する場合に必要な手続き等についての理解促進に努めてください。

【身体拘束廃止未実施減算】

次のサービスの種類において、(2)の記録を行っていない場合及び(3)から(5)のいずれかの措置が講じられていない場合、「身体拘束廃止未実施減算」が適用となります。(介護保険サービスのみ)

短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院

2 虐待の防止

全ての介護サービス事業者等の運営基準において、次の虐待の防止の措置が義務付けられています。

(1) 「虐待の防止のための対策を検討する委員会」の開催

委員会は、あらかじめ構成メンバーの責任及び役割分担を明確にしておく必要があります。

- ・委員会は、事業所ごとに設置する必要がありますが、同一法人の複数の事業所で一体的に設置することも可能です。その場合は、構成メンバー及び検討内容が対

象となる各事業所に即した内容となるよう留意してください。

・運営指導において、身体的拘束等適正化委員会と一体的に開催しているが、検討内容において高齢者虐待に関する検討が行われていない事例が見受けられました。委員会を一体的に開催する場合は、それぞれに必要な検討内容を話し合うよう実施してください。

委員会は、定期的に（おおむね1年に1回以上）開催する必要があります。

・委員会は、テレビ電話装置等を活用して開催することも可能です。その場合は、あらかじめ利用者等の同意を得るとともに、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。

・運営指導において、虐待防止委員会と一体的に開催しているが、虐待防止について検討されていない事例が見受けられました。委員会を一体的に開催する場合は、それぞれに必要な検討内容を検討するよう実施してください。

委員会を開催した場合は、日時、出席者、検討内容等について記録してください。

・運営指導において、委員会の記録がなかった、または「開催日や出席者の記載がない」「検討内容が項目のみ」といった記録が確認されています。委員会の開催内容が確認できるように記録をしてください。

委員会を開催した場合は、その検討内容について、事業所の従業者に周知徹底してください。

・運営指導において、委員会の検討結果を従業者に周知していない、または「会議で周知したが議事録に残していない」という事例が多く見受けられます。必ず周知を行い、そのことを記録してください。

(2) 「虐待の防止のための指針」の整備

指針には、次のような項目を盛り込む必要があります。

- イ 虐待の防止に関する基本的考え方
- ロ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項
- ハ 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針
- ニ 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針
- ホ 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項
- へ 成年後見制度の利用支援に関する事項
- ト 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項
- チ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項

り その他虐待等の防止の推進のために必要な事項

- ・運営指導において、指針に盛り込むこととされている項目が含まれていない事例が見受けられました。指針の整備に当たっては、上記の項目をすべて含めた内容としてください。

(3) 「虐待の防止のための研修」の実施

研修について、所定の回数実施する必要があります。

【所定の回数】

年2回 以上	特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、【養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム】
年1回 以上	上記以外のサービス（有料老人ホームを除く。）
定期的	【有料老人ホーム】おおむね年1回実施してください。

- ・運営指導において、研修を行っているが記録がない、またはオンラインで動画視聴等により実施したが記録がない等、内容が不明確な事例が見受けられます。実施した場合は、日時、出席者、実施内容等について確認できるよう記録してください。
- ・当日欠席した職員には、後日実施した上で、実施したことが確認できるよう記録してください。
- ・委員会と研修について続けて実施したが、記録上どちらを実施したのか不明確な事例が見受けられます。それぞれに実施内容が異なるため、実施内容が確認できるよう記録してください。

(4) 「虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者」の配置

上記の(1)から(3)の措置を適切に実施するための担当者を設置する必要があります。

- ・運営指導において、担当者を配置していない、明確になっていない等の事例が見受けられました。誰が担当者であるかを明確にし、虐待の防止に関する措置を適切に実施してください。

【高齢者虐待防止措置未実施減算】

(1)から(4)のいずれかの措置が講じられていない場合、「高齢者虐待防止措置未実施減算」が適用となります。（介護保険サービスのみ）

【運営規程】

運営規程に定めなければならない事項として、「虐待の防止のための措置に関する事項」が、令和6年4月1日から義務化されています。

上記の(1)から(4)の措置について及び虐待が発生した場合の対応方法について、運営規程に必ず盛り込むようにお願いします。

高齢者虐待の事例紹介

全国的に高齢者虐待の報告件数は増加しており、旭川市においても、事業所や施設において高齢者虐待が認められ、行政処分に至った事例が複数あります。

最近の旭川市における高齢者虐待の事例において、類型として「経済的虐待」が多くみられました。

以下に、一部の事例を紹介しますので、各事業所及び施設において虐待の防止のための対策を講じるに当たっての参考としてください。

1 事例

- ・ 法人本部が施設に対し、定期的に預かり金の取扱いの監査を実施していたが、施設職員による不正な引出し及び私的使用が行われていた。
- ・ 法人として、原則として金銭等の預かりを行わないという方針としていたが、入居者が自己管理している金銭の口座からの入出金について一部の職員が代行し、その際、入居者に断りなく私的に使用していた。

2 背景

- ・ 預かり金について、利用者との契約により実施していたが、預かり金の管理業務を一人の職員が行っており、他の職員が管理状況を把握できない体制であった。
- ・ 利用者本人や家族に対して、預かり金に関する定期報告が行われておらず、預かり金の状態について本人や家族が把握できなかった。

3 対応策

事業所又は施設での預かりを行っておらず、利用者、入所者又は入居者（以下「利用者等」という。）が自己管理を行っている場合であっても、職員が当該利用者等に内緒で、通帳やキャッシュカードを使用し、金銭の不正使用を行っている事例がありました。

このような行為は人格尊重義務違反（経済的虐待）に該当し、利用者等や家族に重大な負担を生じさせるだけでなく、事業者として行政処分の対象となります。

実際に上記のような事案が生じていることから、このような経済的虐待が生じるリスクがゼロではないことを常に意識いただき、事業者が安定した運営を継続していくためにも、次のような虐待の防止のための対策に取り組むことなどにより、適切なサービスの提供や高齢者虐待の発生の防止に努めてください。

- (1) 職員同士での意識づけや定期的な調査を実施する。
- (2) 金銭管理を事業者又は施設で実施する場合は、一人の職員だけが行うことは避け、複数の職員で行う体制を整備する。
- (3) 経済的虐待防止のための調査を行う場合は、職員のみならず、利用者等やその家族を対象に実施し、事業所からの定期報告が行われているか、通帳等の確認しているかなどを聞き取る。
- (4) 預かり金に関する規定において、職員が、利用者等に代わって口座から預貯金引出した際の対応、利用者等の金銭での買い物を職員が代行した場合の対応等、あらゆる場面を想定した金銭管理に係る取扱いをルール化し、職員間で共有する。

(担当)

旭川市福祉保険部指導監査課介護担当

電話：0166-25-9849

Eメール：shido-kaigo@city.asahikawa.lg.jp